

2020 年 10 月 27 日

東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号
サンフロンティア不動産株式会社
代表取締役 齋藤 清一

吸収分割に関する事前開示事項（変更） （会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

当社は、2020 年 9 月 16 日付でサンフロンティアホテルマネジメント株式会社（以下「サンフロンティアホテルマネジメント」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2020 年 11 月 1 日を効力発生日として、当社が営むホテル開発事業（以下「本事業」と総称します。）に関して有する権利義務（以下「承継対象権利義務」といいます。）をサンフロンティアホテルマネジメントに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、2020 年 9 月 28 日付で「吸収分割に関する事前開示事項」と題する書面を備え置いていました。その後 2020 年 10 月 27 日付にて吸収分割に係る承継資産等の変更についてサンフロンティアホテルマネジメントと変更覚書を締結し、当該書面に変更が生じたので、改めて本書面を作成し、備え置きます（なお、下線は変更箇所を示しております。）。本吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）
別紙 1「吸収分割契約書」、及び別紙 2「吸収分割契約変更覚書（承継資産等の変更）」のとおりです。
2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）
サンフロンティアホテルマネジメントは、本吸収分割に際して、普通株式 1,000 株を発行し、そのすべてを当社に対して交付します。交付する株式数は、サンフロンティアホテルマネジメントが承継する資産及び負債等の諸事情を考慮しつつ、サンフロンティアホテルマネジメントとの協議により決定したものであり、相当であると判断しております。
また、本吸収分割後のサンフロンティアホテルマネジメントの資本金及び準備金の額については、本吸収分割によりサンフロンティアホテルマネジメントに承継される資産及び負債の額、サンフロンティアホテルマネジメントの事業内容、事業規模及び財務状

況等を考慮しつつ、サンフロンティアホテルマネジメントの資本政策にかんがみて、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社（サンフロンティアホテルマネジメント）についての事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

（当社からの借入）

サンフロンティアホテルマネジメントは、当社より 2020 年 4 月から 6 月にかけて計 450,000,000 円を借入れております(内 250,000,000 円の返済が完了しているため、現在 200,000,000 円の元本支払債務を負っています。)。

（定款の一部変更）

サンフロンティアホテルマネジメントは、2020 年 9 月 15 日付で、定款を別紙 4 のとおり変更しました。

（A 種優先株式の発行）

サンフロンティアホテルマネジメントは、合同会社ツインブルーに対して 2020 年 9 月 30 日付で、A 種優先株式 6,000 株（払込金額合計 3,000,000,000 円）を割り当てる第三者割当増資を行いました。

4. 吸収分割株式会社（当社）の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

（販売用不動産の譲渡）

当社は、2020 年 9 月 25 日付で、販売用不動産 4 件を、直近連結会計年度（2020 年 3 月期）における連結売上高の 10%以上に相当する金額で譲渡いたしました。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 当社について

当社の2020年8月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ118,283百万円及び54,112百万円であり、本吸収分割により当社がサンフロンティアホテルマネジメントに承継させる予定の資産及び負債の額（2020年8月31日現在）は、それぞれ15,959百万円及び5,820百万円です。また、本吸収分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

従って、本吸収分割の効力発生日後において見込まれる当社の資産の額は、その負債の額を十分上回ることが見込まれます。

さらに、本吸収分割の効力発生日後の当社の収益状況について、当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ、予測されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日後における当社の負担する債務の履行の見込みはあると判断しております。

(2) サンフロンティアホテルマネジメントについて

サンフロンティアホテルマネジメントの最終事業年度の末日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ1,262百万円及び1,760百万円であり、本吸収分割により当社がサンフロンティアホテルマネジメントに承継させる予定の資産及び負債の額（2020年8月31日現在）は、それぞれ15,959百万円及び5,820百万円です。また、本吸収分割の効力発生日までにサンフロンティアホテルマネジメントの資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

従って、本吸収分割の効力発生日後において見込まれるサンフロンティアホテルマネジメントの資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、効力発生日後のサンフロンティアホテルマネジメントの収益状況について、サンフロンティアホテルマネジメントの負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ、予測されていません。

以上より、効力発生日後におけるサンフロンティアホテルマネジメントの負担する債務の履行の見込みはあると判断しております。

以上

別紙 1 吸収分割契約書

吸収分割契約書

吸 収 分 割 会 社：サンフロンティア不動産株式会社

吸収分割承継会社：サンフロンティアホテルマネジメント株式会社

契 約 締 結 日：2020年9月16日



吸収分割契約書

サンフロンティア不動産株式会社（以下「甲」という。）とサンフロンティアホテルマネジメント株式会社（以下「乙」という。）は、甲のホテル開発事業に関する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、吸収分割の方法により、乙に対して、甲のホテル開発事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を承継させる。

第2条（分割当事者）

吸収分割を行う当事者は、次のとおりとする。

（1）甲（吸収分割会社）

商号：サンフロンティア不動産株式会社

本店：東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

（2）乙（吸収分割承継会社）

商号：サンフロンティアホテルマネジメント株式会社

本店：東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

第3条（分割により承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

乙は、本件分割の効力発生日において、別紙「承継権利義務等明細表」記載の資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を甲より承継する。ただし、本件分割により甲が乙に承継させる資産および負債の評価については、令和2年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

2 甲から乙に対する債務の承継については、重疊的債務引受けの方法によるものとする。ただし、甲および乙の間においては、乙が当該債務の全部を最終的に負担するものとし、甲が当該債務について履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額を求償することができる。

第4条（分割対価の交付）

乙は本件分割に際して、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として乙の普通株式1,000株を甲に対して交付する。

第5条（乙の資本金および準備金等の額に関する事項）

本件分割により、増加すべき乙の資本金および準備金等の額に関する事項は、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が適当に定めるものとする。

第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は令和2年11月1日とする。ただし、分割手続きの進行に応じて必要あるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第7条（分割契約の承認）

甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本件分割を行う。

2 乙は、本件分割の効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する乙の株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を行う。

3 前2項に定める事項は、分割手続き上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本件分割の効力発生後においても、本件事業と競合する事業を行うことができ、乙に対し、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わない。

第9条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、本件分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産または権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙協議の上、これを実行する。

第10条（本契約の変更および解除）

本契約締結の日から本件分割の効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議の上、分割条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第7条に定める甲および乙の分割承認総会の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

条文以上

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を、乙がその原本の写しを保有する。

令和2年9月16日

（甲） 本 店 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
商 号 サンフロンティア不動産株式会社
代 表 者 代表取締役 齋藤清一



会社実印

（乙） 本 店 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
商 号 サンフロンティアホテルマネジメント株式会社
代 表 者 代表取締役 堀口智顕



会社実印



別紙

承継権利義務等明細表

I. 乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する以下の権利義務とする。債務の承継については、重疊的債務引受の方法による。

なお、承継する権利義務のうち資産および債務の評価については、令和2年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これにその効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する棚卸資産、売掛金、その他の流動資産

(2) 固定資産

本件事業に属する建物、土地（不動産信託受益権化しているものについては、当該受益権とする。）、その他の固定資産

ただし、現在建設中の京都四条河原町ホテル計画（所在地：京都市下京区河原町通り四条下る二丁目稲荷町326番 他15筆 計887.24㎡）に係る土地および建物は、承継対象外とする。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に属する短期借入金、買掛金、その他の流動負債

(2) 固定負債

本件事業に属する長期借入金、長期預り保証金、その他の固定負債

3. 承継する契約上の地位（労働契約を除く）

本件事業に属する取引基本契約、売買契約、賃貸借契約、業務委託契約、請負契約、その他一切の契約における契約上の地位およびそれに付随する権利義務

4. 労働契約上の権利義務

本件分割において労働契約および労働契約上の権利義務は承継対象外とする。

5. 承継する許認可等

本件事業に関して甲が取得している一切の許可・認可・承認・登録・届出等のうち、法令上承継可能と認められるもの

II. 甲および乙は効力発生日後遅滞なく、前記Iの規定により承継される資産に関し必要な登記等の手続きを行う。登記手続きに要する登録免許税その他一切の費用は、甲の負担とする。

以上

別紙2 吸収分割契約変更覚書（承継資産等の変更）

吸収分割契約変更覚書（承継資産等の変更）

吸収分割会社：サンフロンティア不動産株式会社（以下「甲」という。）と
吸収分割承継会社：サンフロンティアホテルマネジメント株式会社（以下「乙」という。）は、
甲乙間で令和 2 年 9 月 16 日付にて締結した吸収分割契約書（以下「本契約」という。）の変
更について、以下の通り合意した。

本件合意を証するため、本覚書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

記

第 1 条（承継資産等の変更）

甲及び乙は、本契約別紙「承継権利義務等明細表」を下記のとおり変更することに合意する
（変更点は下線部）。

記

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する棚卸資産、売掛金、その他の流動資産

(2) 固定資産

本件事業に属する建物、土地（不動産信託受益権化しているものについては、当該受
益権とする。）、その他の固定資産

ただし、①現在建設中の京都四条河原町ホテル計画（所在地：京都市下京区河原町通
り四条下る二丁目稲荷町 326 番 他 15 筆 計 887.24 m²）に係る土地および建物なら
びに②日和ホテル舞浜（所在地：千葉県浦安市東野二丁目 25 番 8 号）に係る土地およ
び建物は、承継対象外とする。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に属する短期借入金、買掛金、その他の流動負債

ただし、日和ホテル舞浜開発資金に係る借入金（債権者：株式会社千葉銀行）は承継
対象外とする。

(2) 固定負債

本件事業に属する長期借入金、長期預り保証金、その他の固定負債

ただし、①日和ホテル舞浜開発資金に係る借入金（債権者：株式会社千葉銀行）およ
び②日和ホテル舞浜賃貸借契約に係る長期預かり保証金（賃借人：サンフロンティア
ホテルマネジメント株式会社）は承継対象外とする。

（以下略）

第2条（その他）

本覚書に記載なき事項は、すべて本契約に従う。

以上

令和2年10月27日

(甲) 本店 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
商号 サンフロンティア不動産株式会社
代表者 代表取締役 齋藤清一



会社実印

(乙) 本店 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
商号 サンフロンティアホテルマネジメント株式会社
代表者 代表取締役 堀口智顕



会社実印

別紙 3 吸収分割承継会社（サンフロンティアホテルマネジメント）の最終事業年度に係る
計算書類等の内容

決 算 報 告 書

第 5 期

〔 自 2019年4月 1日
至 2020年3月31日 〕

サンフロンティアホテルマネジメント株式会社

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	730,382,937	流動負債	1,721,396,761
現金及び預金	315,368,154	買掛金	52,189,164
売掛金	124,976,848	関係会社短期借入金	1,550,000,000
貯蔵品	21,928,682	未払金	19,360,943
前渡金	46,636	従業員未払金	522,189
立替金	4,700,289	リース債務（流動）	19,488,897
前払費用	144,364,729	未払法人税等	5,727,200
未収入金	76,782,046	未払費用	39,970,556
未収消費税等	33,743,029	前受金	3,983,036
仮払金	311,424	預り金	4,887,289
預け金	8,161,100	源泉税預り金	2,440,739
固定資産	532,407,402	賞与引当金	20,326,748
有形固定資産	84,132,141	役員賞与引当金	2,500,000
設備造作	1,873,573	固定負債	38,886,339
車両運搬具	1,551,931	リース債務（固定）	35,566,672
工具器具備品	77,356,637	退職給付引当金	2,576,235
建設仮勘定	3,350,000	株式給付引当金	743,432
無形固定資産	26,433,370	負債合計	1,760,283,100
ソフトウェア	26,433,370	純資産の部	
投資その他資産	421,841,891	株主資本	△ 497,492,761
関係会社株式	80,820,248	資本金	400,000,000
出資金	586,000	利益剰余金	△ 897,492,761
長期前払費用	249,671,673	繰越利益剰余金	△ 897,482,761
長期差入保証金	94,854,520	純資産合計	△ 497,492,761
資産除去債務（投資）	△ 4,090,550		
資産合計	1,262,790,339	負債・純資産合計	1,262,790,339

サンフロンティアホテルマネジメント株式会社

損益計算書(自 2019年4月 1日
至 2020年3月31日)

(単位：円)

科目	金額	
売上高		2,350,838,703
売上原価		2,731,880,889
売上総利益		△ 381,042,186
販売費及び一般管理費		326,138,245
営業利益		△ 707,180,431
営業外収益		
受取利息	2,195	
為替差益	156,466	
雑収入	875,553	1,034,214
営業外費用		
支払利息	22,958,139	
為替差損	153,852	
雑損失	270	23,112,261
経常利益		△ 729,258,478
特別利益		768,518
特別損失		—
税引前当期純利益		△ 728,489,960
法人税、住民税、及び事業税	2,011,430	
法人税等調整額	37,145,676	39,157,106
当期純利益		△ 767,647,066

株主資本等変動計算書

〔 自 2019年4月 1日
至 2020年3月31日 〕

(単位：円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					任意積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	400,000,000	—	—	—	—	Δ 129,845,695	Δ 129,845,695	270,154,305	270,154,305
当期変動額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	Δ 767,647,066	Δ 767,647,066	Δ 767,647,066	Δ 767,647,066
株主資本以外の項目の当期変動額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	Δ 767,647,066	Δ 767,647,066	Δ 767,647,066	Δ 767,647,066
当期末残高	400,000,000	—	—	—	—	Δ 897,492,761	Δ 897,492,761	Δ 497,492,761	Δ 497,492,761

個別注記表

1. 重要な会計方針

その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する 注記

事業年度末日における発行済株式の種類及び数

普通株式

8,000 株

3. 1株当たり情報に関する 注記

(1) 1株当たり純資産額

△62,186円 60銭

(2) 1株あたり当期純損失

95,955円 88銭

第5期 計算書類に係る附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首	当 期	当 期	当 期	期末	償却	期末
		帳簿価額	増加額	減少額	償却額	帳簿価額	累計額	取得価額
有形 固定資産	設 備 造 作	2,725,299	0	0	851,726	1,873,573	2,981,905	4,855,478
	車 両 運 搬 具	2,090,893	607,778	1,302,214	△ 155,474	1,551,931	7,163,938	8,715,869
	工 具 器 具 備 品	71,425,773	35,106,784	0	29,175,920	77,356,637	81,206,094	158,562,731
	建 設 仮 勘 定	0	59,374,183	56,024,183	0	3,350,000	0	3,350,000
	合 計	76,241,965	95,088,745	57,326,397	29,872,172	84,132,141	91,351,937	175,484,078
無形 固定資産	ソ フ ト ウ ェ ア	6,965,789	24,144,175	0	4,676,594	26,433,370	9,453,450	35,886,820
	ソフトウエア仮勘定	217,000	11,886,678	12,103,678	0	0	0	0
	合 計	7,182,789	36,030,853	12,103,678	4,676,594	26,433,370	9,453,450	35,886,820

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	8,644,906	65,436,884	53,755,042	20,326,748
役員賞与引当金	2,000,000	2,500,000	2,000,000	2,500,000
退職給付引当金	4,888,265	440,350	2,752,380	2,576,235
株式給付引当金	330,068	413,364	0	743,432

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：円)

科目	金額	摘要
役員報酬	14,715,600	
給料及び手当	107,836,541	
賞与	5,205,494	
賞与引当金繰入額	4,036,348	
役員賞与引当金繰入額	2,500,000	
法定福利費	19,174,414	
福利厚生費	699,852	
荷造発送費	122,999	
広告宣伝費	828,752	
販売促進費	5,978,309	
交際費	28,113	
会議費	1,773,409	
旅費交通費	14,580,437	
通信費	1,650,551	
車両燃料費	316,265	
消耗品費	9,260,126	
修繕費	553,569	
水道光熱費	3,324,880	
図書費	89,839	
諸会費	133,837	
支払手数料	10,805,054	
振込手数料	1,508,285	
システム関連費	10,453,671	
人材派遣料	5,971,196	
リース料	12,638,617	
支払保険料	285,009	
支払報酬	8,816,440	
研修費	801,160	
長期前払費用償却	790,926	
減価償却費	221,002	
地代家賃	46,867,728	
租税公課	12,090,335	
資産除去債務繰入額	376,321	
採用関連費	20,943,784	
雑費	39,382	
事務サービス費	720,000	
合計	326,138,245	

別紙 4 変更後定款

定 款

サンフロンティアホテルマネジメント株式会社

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、サンフロンティアホテルマネジメント株式会社と称し、英文では Sun Frontier Hotel Management Inc. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 宿泊施設、商業施設、スポーツ施設等の所有、賃貸、管理及び運営並びにそれらのコンサルティング
2. 飲食店の経営及びそのコンサルティング
3. 一般観光案内及び観光に関する事業
4. 食料品、酒類、清涼飲料水、医薬品、医薬部外品、医療用具、化粧品、衛生用品、書籍、各種ソフト、文房具、衣料品、アクセサリー、インテリア用品、日用品雑貨、煙草、印紙、切手等の販売
5. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
6. 不動産信託受益権その他の有価証券の保有及び管理
7. 不動産特定共同事業法にもとづく事業
8. 資産運用のコンサルティング
9. 損害保険業及び損害保険の代理業
10. 古物の売買業
11. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、38,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は32,000株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は6,000株とする。

第7条 (株券の不発行)

当社は、株式に係る株券を発行しない。

第8条 （株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、譲渡によるA種優先株式の取得について、譲受人が普通株主である場合においては、取締役会がこれを承認したものとみなす。

第9条 （株式取扱規則）

当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第2章の2 種類株式

第9条の2 （A種種類株式）

当会社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。

（剰余金の配当）

- 1.（1） 当会社は、剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、下記第(2)号に定める額の金銭（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。ただし、A種優先配当金の支払の基準日の属する事業年度中に設けられた他の基準日によりA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して剰余金の配当（第(3)号に定める未払累積配当金の配当を除く。）を行ったときは、かかる配当の累積額をA種優先配当金から控除した額の金銭を支払うものとする。
- （2） A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、500,000円（以下「本払込金額」という。）に1.92%を乗じて算出した額とする。ただし、2020年9月30日（以下「本払込期日」という。）の属する事業年度においては、本払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数で1年を365日として日割計算した額とする。
- （3） ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当（本号に定める未払累積配当金の配当を除く。）の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「未払累積配当金」という。）については、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、これを支払う。
- （4） A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金及び未払累積配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

（残余財産の分配）

- 2.（1） 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、残余財産の分配が行われる日（以下「残余財産分配日」という。）における本償還価額（下記第4項第(2)号に定義される。）に相当する額を支払う。なお、本項において、本償還価額の計算における「取得日」を「残余財産分配日」と読み替えて、本償還

価額を計算する。

- (2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

3. A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(金銭を対価とする取得条項)

4. (1) 当社は、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、当該取得日における本償還価額に、取得するA種優先株式の株数を乗じて得られる額を支払う。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。
- (2) 「本償還価額」とは、A種優先株式1株につき、以下の(i)から(iii)までの合計額から(iv)を控除した金額をいう。
- (i) 本払込金額
- (ii) 本払込金額に年率1.92%を乗じた金額を、本払込期日（同日を含む。）から2025年9月30日（ただし、営業日でない場合は翌営業日とする（以下「予定償還基準日」という。）。）までの日数で1年を365日として日割計算して算出される金額
- (iii) 本払込金額に年率14%を乗じた金額を、予定償還基準日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数で1年を365日として日割計算して算出される金額（ただし、取得日が予定償還基準日以前の日である場合は、ゼロ）
- (iv) 本払込期日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までに支払われたA種優先配当金の合計額

(株式の分割又は併合、募集株式の割当等)

5. (1) 当社は、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種優先株主には募集株式の割当を受ける権利又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、また、株式又は新株予約権の無償割当ては行わない。

第3章 株主総会

第10条 （招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第11条 （基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株式名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第12条 （招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役

- 社長が招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

第13条 （決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第14条 （議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第15条 （議事録）

株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 15 条の 2 （種類株主総会）

1. 第 11 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
2. 第 12 条、第 13 条第 1 項、第 14 条及び第 15 条は、種類株主総会にこれを準用する。
3. 第 13 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章 取締役及び取締役会

第16条 （員数）

当会社の取締役は、3名以上10名以内とする。

第17条 （選任方法）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第18条 （任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任者の任期の満了すべき時までとする。

第19条 （取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第20条 （取締役会の決議方法等）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第21条 （取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

第22条 （取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

第23条 （代表取締役及び役付取締役）

1. 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第24条 （取締役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第25条 （報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

第26条 （員数）

当会社の監査役は、3名以内とする。

第27条 （選任方法）

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第28条 （任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第29条 （監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第30条 （報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

第31条 （事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第32条 （期末配当）

当社は、毎年、3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

第33条 （中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。

第34条 （配当金の除斥期間）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2. 前項の金銭には利息を付けない。

以上は、当社の定款に相違ありません

令和2年9月16日

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
サンフロンティアホテルマネジメント株式会社
代表取締役 堀口 智頭

(印)

